

令和8年2月8日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙

公費負担の手引

新潟県選挙管理委員会

はじめに

この手引は、衆議院小選挙区選出議員選挙における、選挙公営制度の内容、手続について説明したものです。

選挙公営の適用を受けるには、数種類の書類を作成する必要がありますが、特に、公費負担の請求に関しては、以下の点に注意してください。

また、この手引は、必要に応じて経費を請求する契約業者等にも配布してください。

1 消費税の扱いについて

公費負担における請求根拠は「単価×数量」であり、消費税については特に定められておりません。したがって、消費税を含めた請求を行う場合、消費税分を単価に含めるなどして「単価×数量＝契約額（請求額）」の形にし、最後に消費税をかけるような外税方式での請求はしないでください。

2 請求書について

(1) 請求書に押印する場合には、必ず代表者の印鑑を押し、できれば会社の印鑑も押してください。会社の印鑑のみではお支払いができません。

契約事業者等（法人にあっては、その代表者）本人又はその代理人が直接提出する場合や、書類上に「発行責任者及び担当者（同一でも可）」の氏名、連絡先を記載する場合には、押印を省略することができます。

(2) 支払先口座の名義は少しの間違いも許されませんので、名義人欄の記入に当たっては、必ずふりがなも記入してください。

3 支払時期について

公費負担額の支払いは、選挙の期日後すぐにできるものではなく、選挙及び当選の効力が確定した後〔出訴期間（選挙訴訟の場合は当該選挙の日から、当選訴訟の場合は当選人等の告示の日から、それぞれ 30 日以内）に訴訟が提起されなかった場合〕に支払いの手続を始めることとなりますので、請求後直ちに支払われるものではないことを御了承ください。また、契約業者等にもその旨周知願います。

なお、当委員会が公費負担額を指定された口座に振り込む際の名義は、「新潟県市町村課」となります。

4 費用の請求期限について

令和8年3月13日（金）までに県選管に請求書等を提出してください。

※ 公費負担における一連の手続は、自動車の一般運送契約、自動車の借入れ、運転手の雇用を除いてすべて同じものとなります。各項目の手続図を参考に間違いのないようお願いいたします。

届出書類等への押印等

これまで、各種届出等の書類に必要な押印については、本人確認などにより書類の真正性が確認できる場合には不要となりました。

よって、届出等の際は、これまでの記名押印による方法に加え、名義人本人の署名又は以下で説明する本人確認等による方法を選択し、届出書類等を作成してください。

1 届出書類等の提出方法

原則として下記①～④のいずれかの方法により、その書類の真正性を確認しますので、選択した方法により必要となるものを準備してください。

(1) 本人確認等による方法（押印不要）

① 届出等の名義人本人が届け出る場合

届出等の名義人本人の本人確認書類の提示又は提出

② 代理人が届け出る場合

以下の書類の提示又は提出

- ・委任状（代理人の氏名、令和〇年〇月〇日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係るものであること、届出等の名義人が当該代理人に届出等を委任する旨の3点が記載されており、届出等の名義人の署名又は記名押印があるもの）
- ・代理人の本人確認書類

(2) その他の方法

③ 届出書類等に名義人本人が署名（押印不要）

④ 届出書類等に名義人本人の記名押印（押印必要）

〈記載例〉

①② 名義人本人記名 + 本人確認書類等

氏名 甲山 乙夫 + (本人確認書類の例
・マイナンバーカード
・運転免許証、住民票の写し等)

※ 本人確認書類や委任状を提示する場合は、選挙管理委員会で当該書類の写し（コピー）をとった上、保管しますのでご了承ください。

③ 名義人本人による署名（自署）

氏名 甲山 乙夫

※ 名義人本人が、手書きで記載する方法です。

④ 名義人本人記名 + 押印（記名押印）

氏名 甲山 乙夫 

※ 印刷・ゴム印等で印字した氏名や、名義人本人以外が記載した氏名は「記名」です。

※ ③、④による場合は本人確認書類や委任状の提示又は提出は不要です。

2 届出書類等の訂正方法

名義人本人の印鑑による訂正印のほか、名義人本人の署名による訂正も可能です。

また、上記②より、代理人の本人確認及び当該代理人に訂正が委任されていることの確認ができる場合は、代理人の印鑑による訂正印や代理人の署名による訂正も可能です。

届出等代理人証明書

[立候補の届出書等を代理人が提出する場合の委任状の様式 (例)]

届出等代理人証明書

住 所

新潟県〇〇市〇〇町△番□号

氏 名

乙 山 丙 太

生年月日 昭和 〇 年 〇 月 〇 日

上記の者は、(候補者等の氏名)の令和〇年〇月〇日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における立候補の届出などの各種の届出等(※)について、私に代わって届出等に関する事務(届出書類等の訂正を含む)を行うものであることを証明します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

住 所 (候補者等の住所)

新潟県〇〇市甲町1丁目2番3号

氏 名 (候補者等の署名又は記名押印)

甲 山 乙 夫

※特定の手続のみ委任する場合は、その内容がわかるように記入すること。
(例:「公費負担に関する届出等」、「選挙公報の掲載に関する申請」など)

目 次

公費負担の対象とその限度額一覧表	-----	1 ページ
選挙運動用自動車の公営	-----	2
選挙運動用ビラの公営	-----	4
選挙運動用ポスター等の公営	-----	6
選挙運動用通常葉書の作成の公営	-----	8
立札及び看板の類の作成の公営	-----	9
Q & A	-----	1 0
記載例	-----	1 1
契約書例	-----	2 7

公費負担の対象とその限度額一覧表

種類	公費負担の対象		公費負担の限度額		
			単価限度額 a	限度枚数等 b	限度額 a * b
選挙運動用 自動車の 使用	一般運送契約 (いわゆる ハイヤー方式)	選挙運動用自動車として使用された各日 の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)	1日につき 64,500円	12日	774,000円
	その 自動車の 借入れ契約	選挙運動用自動車として使用された各日 の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)	1日につき 16,100円	12日	193,200円
	他の 燃料供給の 契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円× 選挙運動日数(12日)		92,400円
	契約 運転手雇用の 契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した 各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日については1人に限る)	1日につき 12,500円	12日	150,000円
選挙運動用 ビラの作成	候補者がビラ作成業者に支払う金額のうち、 作成単価(右に示した単価の限度以内) に、法定枚数(70,000枚)の範囲内で県選挙 管理委員会の確認を受けた枚数を乗じた金額	作成 枚数 5万枚以下 5万枚超 7万枚以下	8円38銭×作成枚数 $\frac{419,000円 + 5円62銭 \times (作成枚数 - 5万枚)}{作成枚数} \times 作成枚数$		
選挙運動用 ポスターの 作成	候補者がポスター作成業者に支払う金額のうち、作成単価 (一定限度額の範囲内)に、当該選挙区のポスター掲示場数の 2倍の範囲内であることにつき県選挙管理委員会から確認を 受けた枚数を乗じた金額		$\frac{316,250円 + 293,440円 + 30円73銭 \times (ポスター掲示場数 - 500)}{ポスター掲示場数} \times 作成枚数$		
選挙運動用 通常葉書の 作成	候補者が通常葉書作成業者に支払う金額のうち、作成単価 (右に示した単価の限度以内)に法定枚数(35,000枚)の範 囲内で県選挙管理委員会の確認を受けた枚数を乗じた金額		8円62銭	35,000枚	301,700円
立札及び 看板の類の 作成	選挙 事務所用	候補者が作成業者に支払う金額のうち、作成 単価(右に示した単価の限度以内)に選挙事務 所の法定設置数(1か所、1区と5区は2か所) に3を乗じて得た数の範囲内で県選挙管理委員 会の確認を受けた数を乗じた金額	61,379円	3枚 (2, 3, 4区)	184,137円
				6枚 (1, 5区)	368,274円
	選挙運動用 自動車用	候補者が作成業者に支払う金額のうち、作成 単価(右に示した単価の限度以内)に法定枚数 (4枚)の範囲内で県選挙管理委員会の確認を 受けた数を乗じた金額	58,114円	4枚	232,456円
	個人 演説会用	候補者が作成業者に支払う金額のうち、作成 単価(右に示した単価の限度以内)に法定枚数 (5枚)の範囲内で県選挙管理委員会の確認を 受けた数を乗じた金額	44,403円	5枚	222,015円

選挙運動用自動車の公営

1 公営の対象（法 141⑦、令 109 の 4）

候補者が選挙運動用自動車の使用について一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。）、その他の者との契約により、選挙運動用自動車を有償で使用した場合に対象となります。

（対象除外）

- (1) 供託物が没収される時
- (2) 公費負担の額の限度額を超える場合、その超えた額
- (3) 2 のイに掲げるその他の者との契約の場合において、当該契約の相手方が候補者と生計を一にする親族であるときは、その親族が当該契約に係る業務を業として行う者以外の者であるとき

2 公費負担の額（令 109 の 4）

ア 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合（いわゆるハイヤー方式の借上げ）

選挙運動用自動車 1 台につき、選挙運動用自動車として使用した各日についてその支払うべき金額の合計額

1 日につき 64,500 円以内

イ ア以外の契約（自動車の借上げ、燃料の使用、運転手の雇用を別々に契約する）の場合

① 自動車の借上げ代

選挙運動用自動車 1 台につき、選挙運動用自動車として使用された各日について支払うべき借上げ代金

1 日につき 16,100 円以内

② 燃料の購入費

燃料代金。ただし、燃料代金が、3 のアの届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、**92,400 円（選挙運動日数が 12 日間の場合）**の範囲内であることにつき、候補者が 3 のイの手続により確認を受けた金額に限られます。

③ 運転手の雇用

選挙運動用自動車の運転手が、運転業務に従事した各日について支払うべき報酬金額の合計額

1 日につき 12,500 円以内

3 手続（令 109 の 4、規則 17 の 4～17 の 8） ※次ページの図参照

ア 契約届出書の提出

候補者は、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結したときは、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときは立候補の届出後直ちに）県選挙管理委員会に対し、契約書の写しを添えて、「**選挙運動用自動車の使用の契約届出書**」を提出します。

イ 確認申請及び確認書の業者への提出——**燃料代のみ**

候補者は、県選挙管理委員会に対して、「**自動車燃料代確認申請書**」を提出して、「**自動車燃料代確認書**」の交付を受けます。確認書が交付された候補者は、この確認書を直ちに燃料供給業者に提出します。

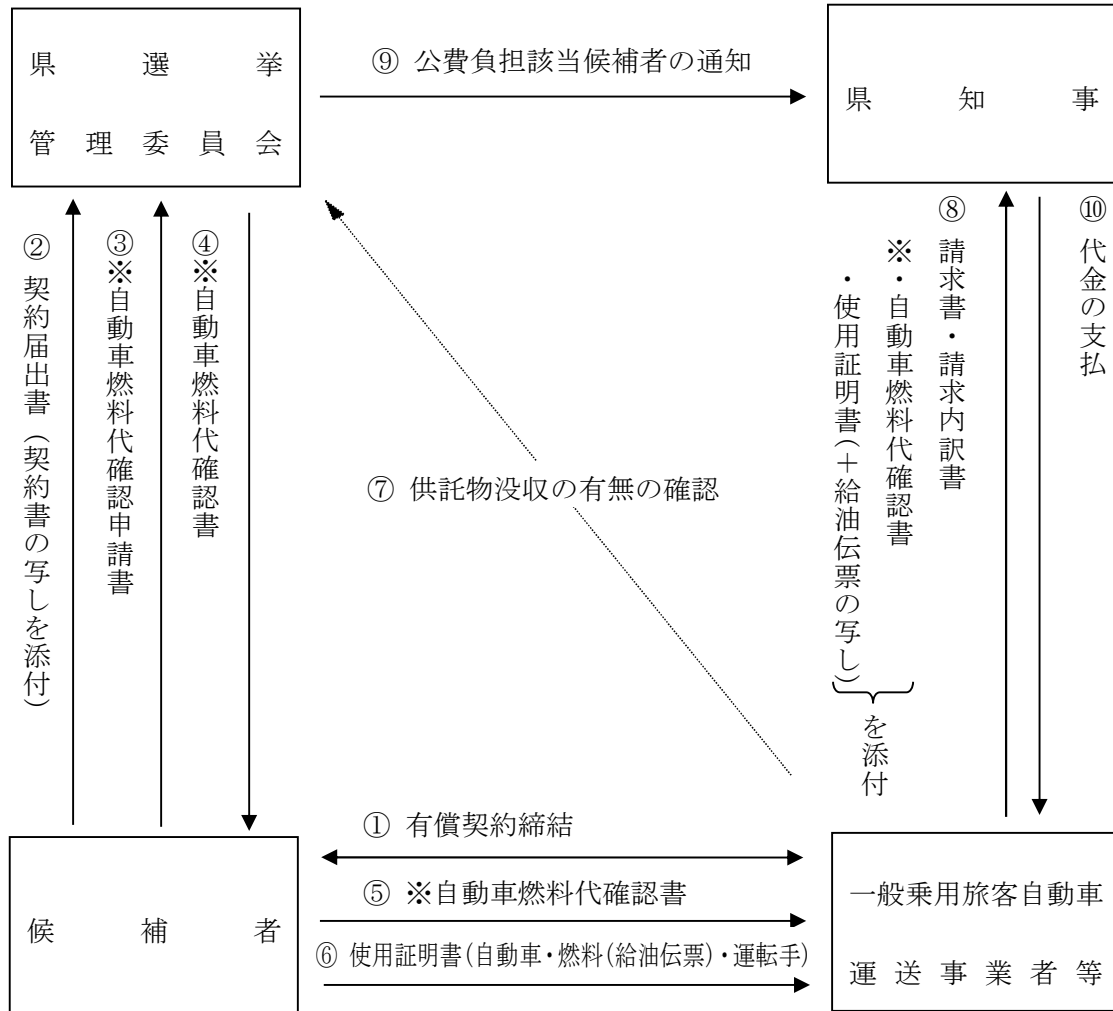
ウ 使用証明書の業者への提出

候補者は、県選挙管理委員会に契約の届出をしたのち、使用の実績に基づいて「**選挙運動用自動車使用証明書**」（燃料にあっては、「**給油伝票**」（注 3）の写しを添えて）を運送事業者等に提

出します。

エ 金額の支払いの請求手続

運送業者等は、選挙期日後すみやかに、「請求書」に「選挙運動用自動車使用証明書」を添えて県知事に提出します。なお、燃料代の請求の場合には、「自動車燃料代確認書」及び「給油伝票」の写しもあわせて提出します。



- (注) 1 ※印の手続は、燃料供給業者との有償契約によって燃料を使用する場合にのみ必要となる。
- 2 自動車、燃料及び運転手の使用証明書を一般乗用旅客自動車運送事業者等に提出するのは、契約履行後とする。
- 3 給油伝票とは、日付、自動車のナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。
- 4 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出すること。

選挙運動用ビラの公営

1 公営の対象（法 142⑩、令 109 の 8）

候補者が作成する選挙運動用ビラの作成に要する経費
(対象除外)

- (1) 供託物が没収される時
- (2) 公費負担の額の限度額を超える場合、その超えた額

2 公費負担の額（令 109 の 8）

候補者がビラ作成業者に支払う金額のうち、作成単価（作成単価が次の(1)の限度額を超えるときは、当該限度額）に(2)の確認枚数を乗じて得た金額。

(1) 作成単価の限度額

作成枚数が 5 万枚以下である場合 **8 円 38 銭**

作成枚数が 5 万枚を超える場合 次の算式による額（1 銭未満の端数は 1 銭とされます。）

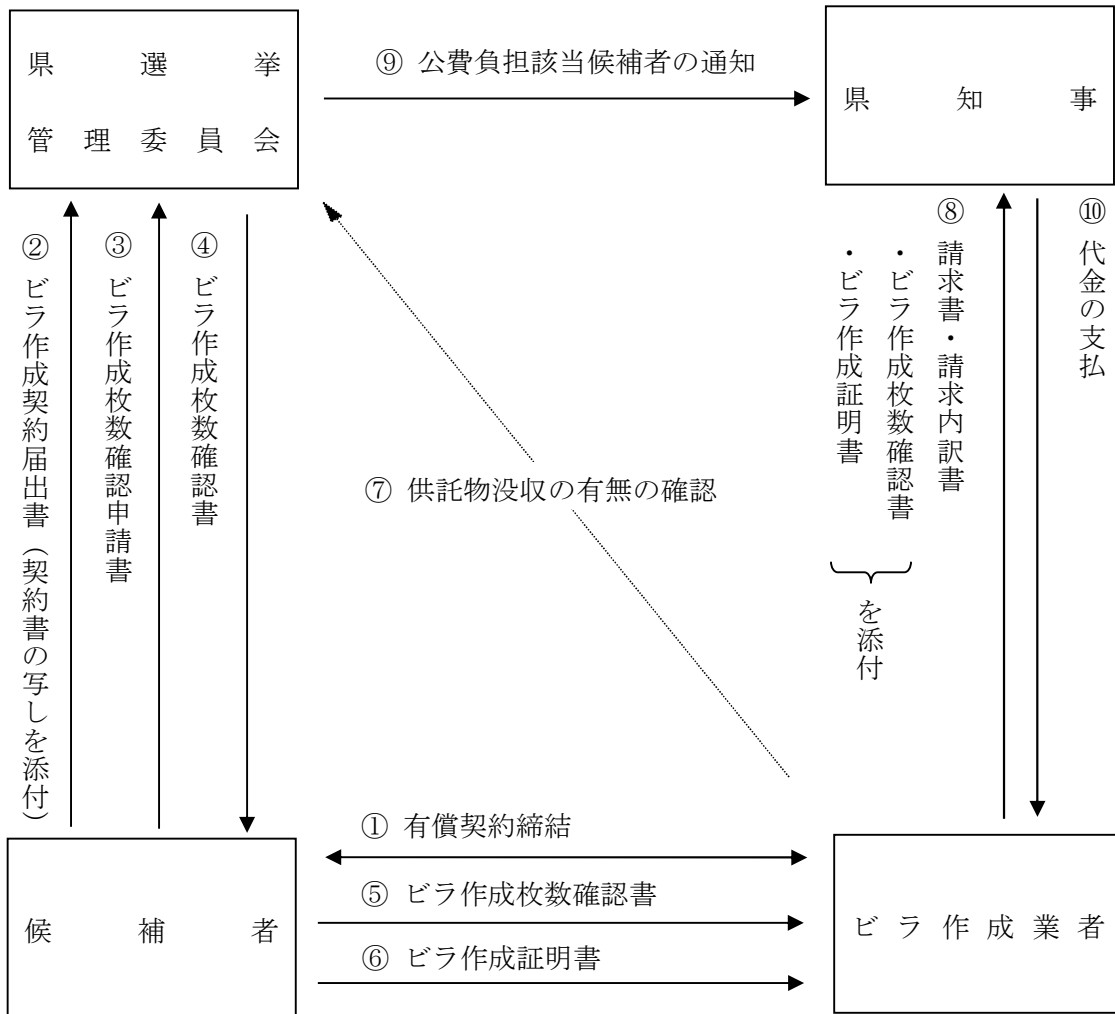
$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 5 \text{ 万枚})}{\text{作成枚数}}$$

(2) 確認枚数

ビラ作成枚数について法定枚数の範囲内であることにつき、候補者が県選挙管理委員会から確認を受けた枚数。

法定枚数 **70,000 枚**

3 手続



- (注) 1 ビラ作成証明書をビラ作成業者に提出するのは、契約履行後とする。
 2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添え提出すること。

選挙運動用ポスター等の公営

1 公営の対象（法 143⑭、令 110 の 4）

候補者が作成する選挙運動用ポスターの作成に要する経費
(対象除外)

- (1) 供託物が没収される時
- (2) 公費負担の額の限度額を超える場合、その超えた額

2 公費負担の額（令 110 の 4）

候補者がポスター作成業者に支払う金額のうち、作成単価（作成単価が次の(1)の限度額を超えるときは当該限度額）に(2)の確認枚数を乗じて得た額。

- (1) 作成単価の限度額

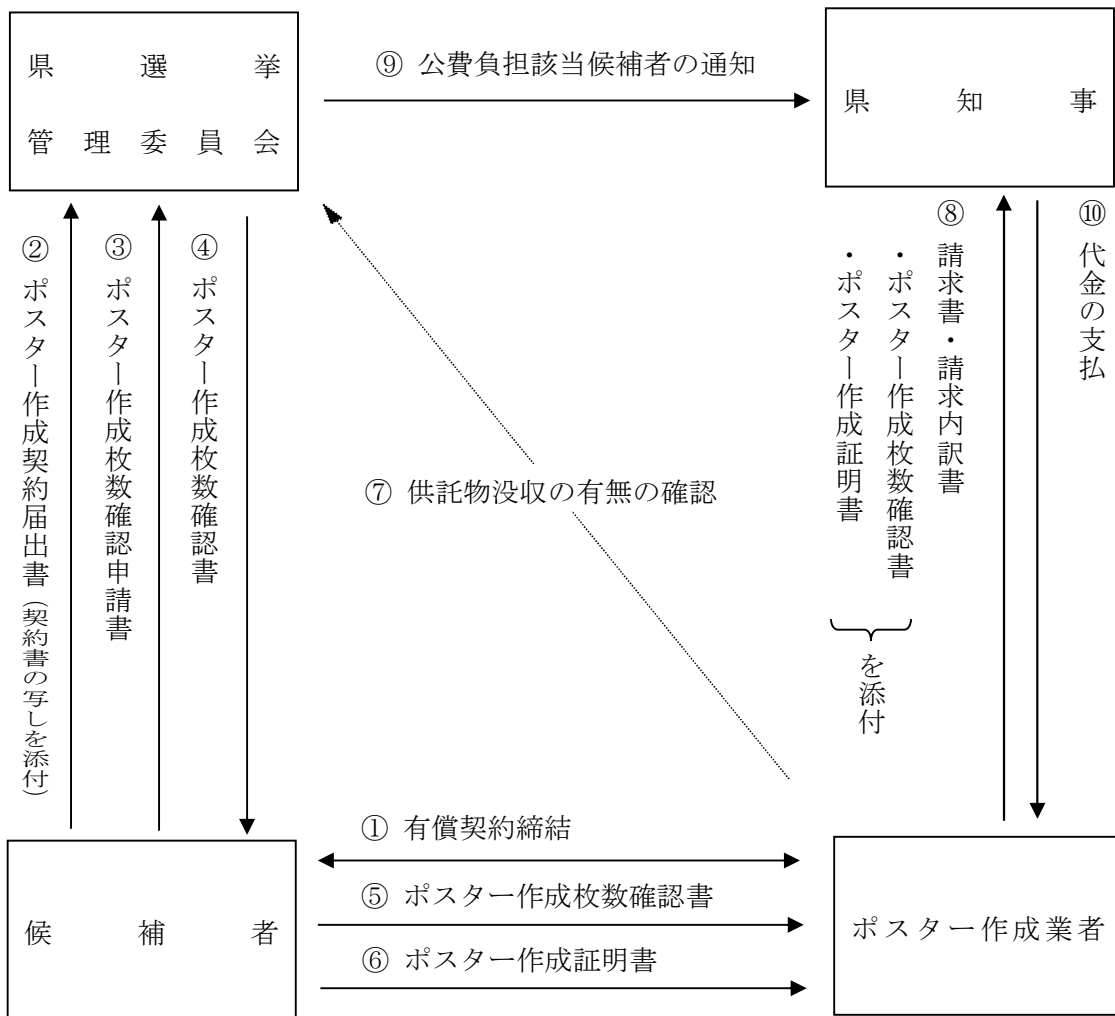
$$\frac{316,250 \text{ 円} + 293,440 \text{ 円} + 30 \text{ 円} 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

(1円未満の端数は1円とされます。)

- (2) 確認枚数

ポスター作成枚数について当該選挙区のポスター掲示場数の2倍の範囲内であることにつき候補者が県選挙管理委員会から確認を受けた枚数。

3 手続



- (注) 1 ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出するのは、契約履行後とする。
 2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出すること。

選挙運動用通常葉書の作成の公営

1 公営の対象（法 142⑩、令 109 の 7）

候補者が作成する選挙運動用通常葉書の作成に要する経費
（対象除外）

- (1) 供託物が没収される時
- (2) 公費負担の額の限度額を超える場合、その超えた額

2 公費負担の額（令 109 の 7）

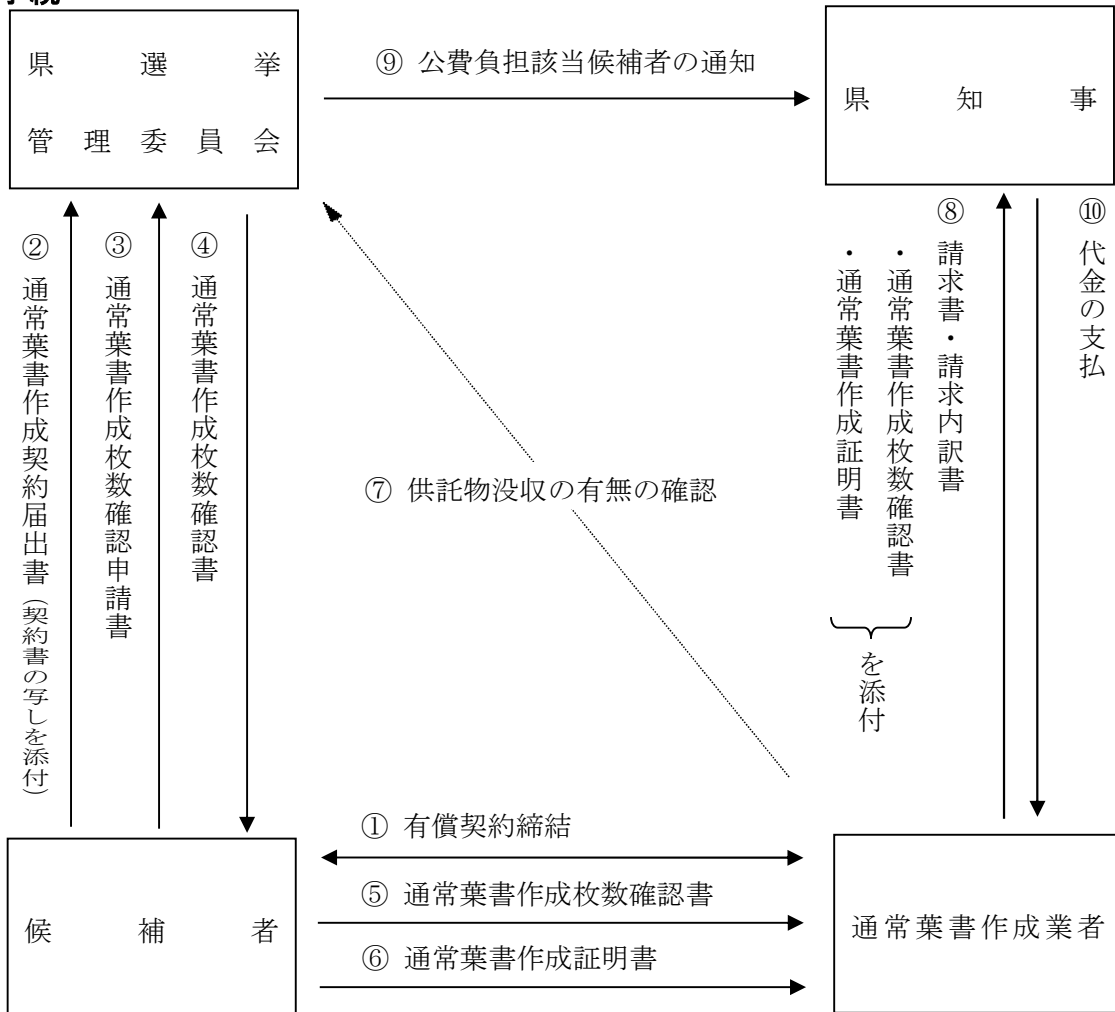
候補者が通常葉書作成業者に支払う金額のうち、作成単価（作成単価が次の(1)の限度額を超えるときは、当該限度額）に(2)の確認枚数を乗じて得た金額。

- (1) 作成単価の限度額 **8 円 62 銭**
- (2) 確認枚数

通常葉書作成枚数について法定枚数の範囲内であることにつき、候補者が県選挙管理委員会から確認を受けた枚数。

法定枚数 **35,000 枚**

3 手続



- (注) 1 通常葉書作成証明書を通常葉書作成業者に提出するのは、契約履行後とする。
2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出すること。

立札及び看板の類の作成の公営

1 公営の対象 (法 143⑭、164 の 2⑥、令 110 の 2、110 の 3、125 の 3)

候補者が作成する選挙事務所・選挙運動用自動車・個人演説会用の立札及び看板の類の作成に要する費用(対象除外)

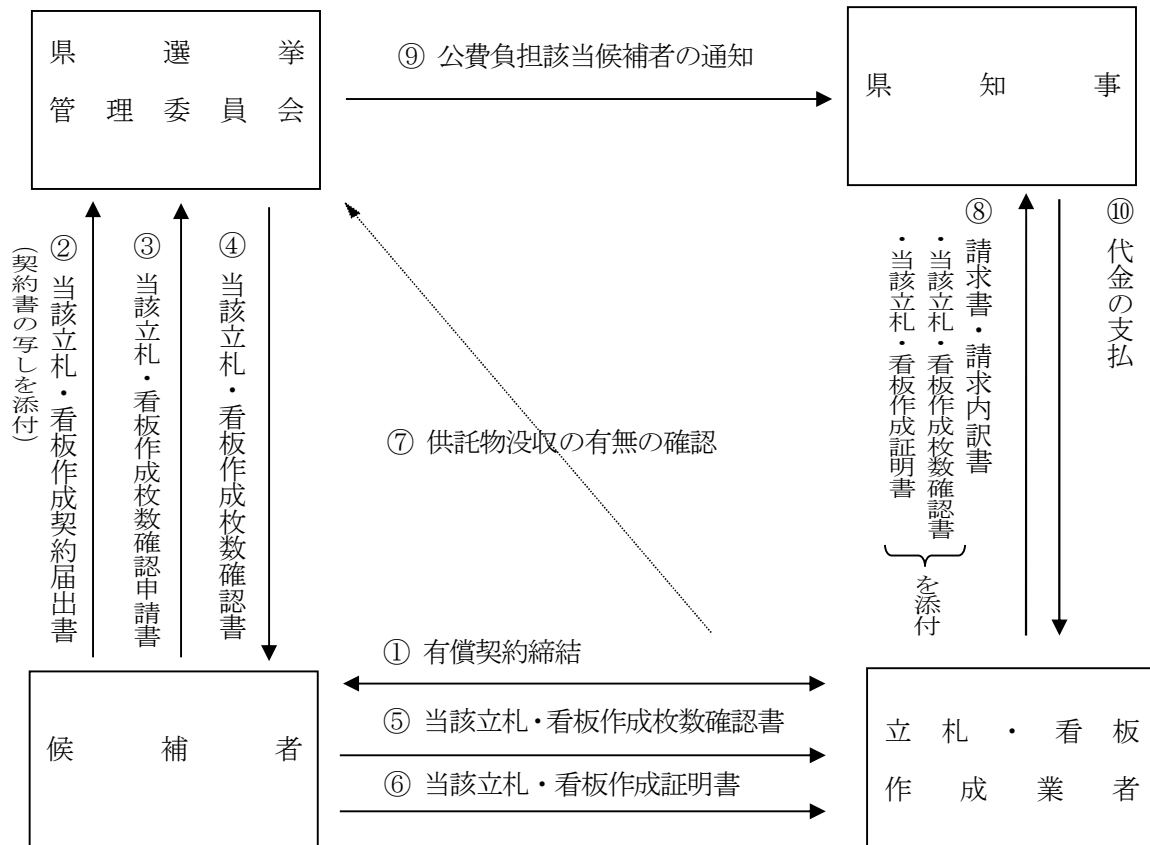
- (1) 供託物が没収される時
- (2) 公費負担の額の限度額を超える場合、その超えた額

2 公費負担の額 (令 110 の 2、110 の 3、125 の 3)

候補者が作成業者に支払う金額のうち、作成単価(作成単価が次の限度額を超えるときは、当該限度額)に、確認数を乗じて得た金額。

立札・看板の類の種類	作成単価の限度額	確認数
選挙事務所用	61,379 円	設置することができる選挙事務所の数に 3 を乗じて得た数以内であることにつき、県選挙管理委員会から確認を受けた数
選挙運動用自動車用	58,114 円	4 以内であることにつき、県選挙管理委員会から確認を受けた数
個人演説会用	44,403 円	5 以内であることにつき、県選挙管理委員会から確認を受けた数

3 手続



- (注) 1 当該立札・看板作成証明書を立札・看板作成業者に提出するのは、契約履行後とする。
2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出すること。

【Q & A】

Q 契約の相手方が次の場合でも、公費負担の対象になりますか。

- ①ハイヤー会社の代表取締役を務める候補者が当該会社と一般運送契約を締結した場合
- ②知人の自家用車を借入れる場合

A どちらも公費負担の対象になります。

- ① ハイヤー会社については、あくまで候補者個人と会社との契約である以上、当然に対象となります。
- ② 一般運送契約以外の契約で対象外となるのは、「候補者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者」との契約ですので、知人も対象となります。

Q ポスター作成契約を作業段階別で行った場合はどうですか。

(例) デザインをデザイン業者と、写真撮影を撮影業者と、印刷を印刷業者とそれぞれ契約した場合

A 規定上、契約の相手方は「ポスターの作成を業とする者」でなければならず、一つの会社に契約をまとめて届出をしてください。

Q 契約書には収入印紙が必要ですか。

A 「自動車の借入れ契約」、「燃料供給契約」及び「運転手雇用契約」を除き、すべて契約書には印紙が必要になります。(ただし、契約金額が1万円未満のものは除きます。)

①一般運送契約

印紙税法別表第1番号1の4に掲げられている運送に関する契約書に当たり、収入印紙が必要になります。

その他の契約(自動車の借入れ、燃料供給、運転手雇用)については、「候補者の指示及び責任において運行し、業者が主体となって運行していないこと、また、3か月以内の短時間の契約であることから、収入印紙の貼付は必要がない。」とされています。

②ポスター作成契約等

請負に関する契約と考えられ、1万円以上の契約金額のものは収入印紙が必要になります。

※ 契約届出書に添付するのは契約書の写しでよく、印紙税法に基づき正しく収入印紙が貼付されているか否かは受付審査の対象ではありません。

Q 県への請求前に候補者が代金の支払いをしてしまった場合はどうなりますか。

A この制度は、法律に基づき各契約業者等に県が直接その費用をお支払いするものですので、その趣旨をご理解いただき、既に候補者が支払った金額については、仮払い等で処理するなどの方法を講じて候補者に返却してください。

Q 県からの支払いはいつ頃になりますか。

A 選挙及び当選の効力が確定した後にお支払いします。

※ 選挙及び当選の効力は、出訴期間(選挙訴訟の場合は当該選挙の日から、当選訴訟の場合は当選人等の告示の日から、それぞれ30日以内)に訴訟が提起されなかった場合に確定します。